

## 第4回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

### 1 開催日時

平成17年5月27日（金）午後1時30分～午後3時50分

### 2 開催場所

佐賀地方裁判所会議室

### 3 出席者等

#### (1) 委員（五十音順）

##### ① 地裁委員会委員

出席者 池田耕平（佐賀地方裁判所長）

岡田 健（佐賀地方裁判所唐津支部長）

河野眞佐徳（株式会社サガテレビ取締役報道制作局長）

新倉英樹（佐賀地方検察庁次席検事）

西田富子（「佐賀県翼の会」会員）

馬場三恵子（佐賀市総務部総務課参事男女共同参画室長）

藤川謙二（佐賀県医師会医師）

前田和馬（佐賀県弁護士会所属弁護士）

##### ② 家裁委員会委員

出席者 池田耕平（佐賀家庭裁判所長）

稲田繁生（アバンセ顧問）

太田善康（佐賀家庭裁判所判事）

小倉厚子（国際ソロプチミスト佐賀有明会員）

金子栄一（佐賀市保健福祉部長）

富吉賢太郎（佐賀新聞社論説委員長）

西村朗太（佐賀地方検察庁検事）

本多俊之（佐賀県弁護士会所属弁護士）

宮崎久生（西九州大学健康福祉学部教授）

吉木靖範（佐賀県公民館連合会長）

#### (2) 事務担当者

木原地裁事務局長，中島家裁事務局長，丸野地裁総務課長，高尾家裁総務課長（庶務）

#### 4 議事

(1) 佐賀地方・家庭裁判所長あいさつ

(2) 佐賀地方裁判所委員会委員長選出

岡田委員長代行から、片岡前委員長の異動に伴い、新たな委員長を池田委員とすることが提案され、了承された。

(3) 佐賀家庭裁判所委員会委員長選出

太田委員長代行から、片岡前委員長の異動に伴い、新たな委員長を池田委員とすることが提案された。

これに対し、委員の一人から、「今回は前委員長の突然の異動で緊急のことでもあり、池田委員を委員長に選出することは了解する。しかし、これまでの経過によると裁判所の所長が佐賀で勤務するのは2年程度であり、今後も同様と考えられることと、広く市民の意見を裁判所運営に反映させるという目的を考えれば、異動のない法曹三者以外の委員が委員長になった方がよいと考える。」旨の意見が出された。

他に意見は出ず、池田委員が委員長となることが了承された。

(4) 佐賀地方・家庭裁判所委員会委員長あいさつ

(5) 西村委員自己紹介

(6) 協議

① 最高裁作成の検討用ビデオ視聴

池田委員長より、ビデオについて、最高裁判所が実施した模擬裁判の内容を収録した約1時間30分のもののうちの審理及び評議の部分約30分であること、裁判員は裁判所職員から事件部に所属していない者を選んでいること、実際は評議も全部で5時間程かかっていることなどが紹介された。

ビデオ視聴後、佐賀地方裁判所においても法曹三者で模擬裁判を既に計画しており、公判前整理手続を経て6月後半に模擬公判を行う予定であるが、勉強会の位置付けであり、公開の予定はないことが紹介された。

② 質疑応答

ビデオ視聴後、以下のような質疑応答、意見交換がされた。

(文中、○は非法曹委員、●は法曹委員の発言である。)

○ 裁判員裁判では、1件にどのくらいの時間がかかるのか。以前傍聴した

事件は1回に2時間程度審理していたが、裁判員裁判もその程度か。

- 現状をまず説明すると、認めている事件と争っている事件とで違う。佐賀では、自白事件では審理期間が平均5.5か月、公判回数は4回だが、否認事件では審理期間が平均14.6か月、公判回数は11回となっている。つまり、事件の内容により審理期間は変わる。

ただ、裁判員裁判は、現在の制度と違って事前に十分な準備をした上で集中的、継続的に行うことになっているため、審理はもっと早くなる。

裁判員の選任手続が午前中かかれば午後から審理することとなるが、証人を取り調べるとさらに時間がかかる。その意味で、計画的に審理を進める必要がある。

また、裁判員裁判は、集中審理で行うため、場合によっては朝から夕方まで行うこともあり得るが、結果的にはそれにより全体として裁判員の拘束時間が短くなると考えられる。

- ビデオを見て、公判はこれまでと変わりなく、用語ももっと分かりやすいのかと思ったが変わっていなかった。傍聴人でも分かるように、もっと分かりやすい言葉を使った方がよい。別室での裁判官の説明は分かりやすく、これなら女性でも参加できるのではないかと思った。

また、裁判員裁判がうまくいくかどうかは、裁判官のリードや説明の仕方にかかっていると感じた。

また、審理を終えて判決までには、もっと時間を置いた方がいいと思った。人の一生を左右することであり、短時間で結審したとしても、何日か置いて頭を冷やしてゆっくり考える時間が必要だ。

- 法律用語以外にも、鑑定などでは医学用語なども難しい言葉が使われている。分かりやすい裁判を実現するために、捜査段階で裁判員が分かりやすい表現にどこまでできるか検討する必要がある。また、裁判員裁判では書面に目を通す時間がないため、法廷でのやりとりで裁判員に問題点と実態を理解してもらい、心証を掴んでもらうことになる。

- ビデオの事件で、起訴状記載の公訴事実も、一文が非常に長く、読むのも聞くのも分かりにくい文章になっている。分量は3分の1程度で済むのではないか。また、「同所」「同人」「所在」、年齢を「当時〇〇年」な

ど一般の人が使わない言葉で表現しているが、その必要があるのか。もっと分かりやすい文章にする工夫が必要だ。

- 一文でないといけないという規定はない。慣例もあるが、指摘されたことはよく言われることであり、最近では年齢を「〇〇歳」と記載するものが多いし、「同所」を「その場で」と表現しているものもある。文章自体を分かりやすいものにするか、従前の表現を残して読み替えながら表現するかなど、今後検討しないといけない。

- 内閣府が行った世論調査の結果の一部が資料として公表されているが、裁判員裁判に参加したくないという理由についても記載した方が分かりやすい。

この中に問題意識、問題点が出ており、広報活動としては、参加したくないという理由を一つ一つ解決していけば、参加する人が増えていくと思われる。

- 検察審査会は、素人が裁判所に来ており、不安に思っている点が参考になるはずだ。

裁判員制度のパンフレットは分かりやすくてよいが、頻繁に出てくる用語を解説するものがあるといいのではないか。

公民館では、ポスターを配ってもらえれば、貼ることもできる。

- 検察審査会については、最初は大変で迷惑と思っていたのが、6か月後にアンケートを取るとやってよかったという人も多い、という統計がある。そういうことも紹介しながら理解を得たい。

- 講師派遣については、検察庁が積極的に動いている。講座を行うに当たっては、例えば講座の後アンケートを取って分析するなどして、分かりやすい講座にするにはどうすればよいかを検討することが大事だ。

キャッチフレーズ募集に賞金をつけたのはいいことだと思う。ビデオについては、短く、分かりやすいものを作った方がよい。

- 法務省作成のドラマ仕立てのビデオ（中村雅俊監督・主演）は検察庁に届いたばかりだが、貸出しも可能だと聞いている。裁判所も15分程度の短いPR用ビデオを準備しているところだ。パンフレットも、A5判の小さいものを作成している。

また、学校が裁判等について説明を求めてくるほか、出前講義もしているので、機会があれば出かけて行きたい。

- 法務省作成のビデオは、前の法務大臣が出ているところがよい。
- エスプラッツあたりで上映会をするとよいのではないか。
- ビデオについては、各業界や施設等にお願いすれば待合室などで放映してもらえらると思う。

罪を犯した人を裁くのは、いい社会、いい国を作るきっかけになる。問題は、選挙の投票率が低いことから分かるように、他人の事に対しては無関心な人が多く、裁判員制度でも参加したくないという人が多いことである。その意味でも、裁判員制度は国民としての自覚を芽生えさせるいい制度であり、しっかり勉強して重責を果たすことが大事である。

- 企業等のトップの認識も要求される。経営者が加盟する協会等とも話をし認識を深めてもらわないと、そこで働く人達は裁判員裁判に行くことができない。
- 教育も大事になる。裁判所委員会委員に教育関係者を入れるべきではないか。

- 裁判員裁判の模擬裁判の弁護人役をしているが、やってみると今までの役割と違うものを感じる。先程から、もっと分かりやすくすべきという意見が出ており、自分としてはその点を心掛けてきたつもりだった。しかし、裁判員を含め9人を説得しなければならず、しかも裁判員にはいろいろな立場の人がいるとなると、全員を説得できる論立て、証拠の整理が必要であり、一層のプレッシャーを感じる。

今回の模擬裁判の弁護人役と被告人役で議論して、素人を説得しようと検討したが、より真相に近づこうと意識することで裁判が正確なものになると思う。これは検察官も同じである。みんなが刑罰権の行使に関わる過程をそのような意識で行うことで、裁かれる被告人も納得できる。

また、評議において裁判員が自分の感覚で遠慮なく意見を出せることが大事であり、人前で意見を言うことに慣れていない人も多いので、裁判官のリードが重要である。国民の感覚を反映することに意義があるのだから、裁判に来るからには裁判員にもしゃべる意気込みが必要だと思う。

キャッチフレーズの賞金が10万円というのは、いかにも安い。

- 市の広報誌に載せる方法もある。
- チラシをマスコミに渡しておくだけで記事にできる。

確かに賞金10万円というのは安いですが、入賞者を県から1人出るようにすれば、マスコミも記事にできる。

- 法廷での用語を分かりやすく、と言うが、いろいろな人がいる。中学、高校生レベルの学力に合わせるなど、目標を決めるとよいのではないか。

警察ではポリスチャンネルというホームページがあり、駐車違反の取締方法が変わった際に動画で広報するなどしているが、分かりやすく、参考になるのではないか。

## 5 次回の予定

### (1) 日程

平成17年11月4日（金）午後1時30分

### (2) 意見交換テーマ

引き続き地裁委員会，家裁委員会合同で，「裁判員制度」をテーマに意見交換を行う。